HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	環境刑法における法益保護（1）：環境媒体侵害の刑法的規制を中心に
Author(s)	梁, 小煒
Citation	北大法学論集, 75(5-6), 109-136
Issue Date	2025-03-28
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/94406
Type	departmental bulletin paper
File Information	05_Liang_lawreview_75_5・6.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

論　　説

環境刑法における法益保護（1）

―― 環境媒体侵害の刑法的規制を中心に ――

梁　　小　煒

目　次

序章　はじめに
　第一節　問題の提起
　第二節　本稿の構成
第一章　ドイツ刑法における環境犯罪をめぐる検討
　第一節　刑法典における環境犯罪の立法沿革
　第二節　環境犯罪の保護法益に関する各見解
　　第一項　人間中心主義
　　第二項　生態主義
　　第三項　行政主義
　　第四項　折衷的生態・人間中心主義
　　第五項　論争の実質―法益の本質に関する争点
　第三節　法益論に基づく検討
　　第一項　法益保護説の維持　　（以上、本号）
　　第二項　一元的・人格的法益論とその批判
　　第三項　二元的法益論による検討
　　第四項　環境法益の適格性
　　第五項　小括
　第四節　環境法益侵害の犯罪態様―水域の汚染（刑法324条）を素材として
第二章　中国刑法における環境犯罪をめぐる検討
第三章　日本刑法上の環境保護に対する一考察
第四章　終わりに

序章　はじめに

第一節　問題の提起

現代社会の発展に伴い、生態基盤の破壊や自然資源の消耗などの問題は日に日に厳しさを増している。このような地球の生態環境の問題に相応して、現在の時代において、環境保護の必要性が注目されつつある。すなわち、例えば「私たちが呼吸する空気、土壌、飲料水、食糧の汚染の増加から、原材料の搾取、森林の枯渇、砂漠化、ゴミの散乱、種の絶滅、オゾン層の破壊と温室効果まで、ここ数十年間の大規模な環境破壊は人々にこの依存の必然性を痛感させていた」[1]との悲嘆が、私たちに対して、現在の生態環境における各種の不利変化及びその可能な解決策に焦点を当てるように注意している。

現在では、「技術的な生産（die technische Güterproduktion）が成長し、止めどなく、かつ、見通しなく進歩するにつれて、自然生態の維持はますます脅かされ、環境のバランスは―結局、まったく補償されない―乱されるのである」[2]と指摘されるように、もし現代の工業社会における環境資源の乱用行為を放任しつづけるのであれば、人間社会の維持にとって耐えられない結果が生じる必然性は現れる。換言すれば、個別の環境乱用が生態系にとって軽微なうちに何事もないが、皆が自分の利益のために環境資源の無節制の消耗を増加していくと、地球生態系の均衡が打破され、それによって、人類全体は莫大な悪影響を受けることになってしまう。これはまさに「放牧地の悲劇」であろう。

要するに、地球環境のこれ以上の悪化を阻止するべきである。この課題の国際的共有化について、例えば、1972年には、ストックホルムで開催された「国連人間環境会議」において合意された「人間環境宣言・原則１」は、「尊厳と福祉を保つに足る環境で、自由、平等及び十分な生

---

[1] *Frank Saliger*, Umweltstrafrecht, 2.Aufl, 2020, S.1. 最近では、オーデル川の汚染に起因する魚類その他の動物の大量死亡が注目されている。関連の記事としては、siehe Warnung vor Fischsterben, in:FAZ 25.April.2023.S.5.

[2] *Günter Heine*, Ökologie und Recht:Zur historischen Entwicklung normativen Umweltschutzes, GA1989, S.116.

活水準を享受する基本的権利」を宣言し、さらに、1992年には、リオ・デ・ジャネイロで開催された「環境と開発に関する国連会議」において、「環境と開発に関するリオ宣言」が出されてきた[3]。とりわけ、当該リオ宣言の第３原則は、「開発の権利は、現在及び将来の世代の開発及び環境上の必要性を公平に充たすことができるよう行使されなければならない」と規定している。すなわち、人間社会の持続可能な発展という長期的利益のために、現世代においては、自然環境の継続的な過剰利用への効果的対処が不可欠である。

それゆえ、現状としては、工業化の進捗とともに、自然環境への脅威が過去よりも拡大しているので、その法的保護の必要性もより重視されるべきであろう。もちろん、生態システムの自発的な原因（豪雨や火山活動など）による地球環境の破壊の現象は、通常、人間の行為と直接関連せず、法的規制によっては解決できない（ただし、例えば人類活動にも起因する気象変動結果の一環としての豪雨の増加も現在注目されているので、人間行為と生態の自発的な環境破壊との連関が、まったく存在しないわけでもないとの議論は、最近ではなされている）。それゆえ、人間社会における生産や生活などの活動によって生じさせる環境汚染問題や生態破壊問題[4]こそが、相応の環境立法で規制され、コントロールされる主要な対象となる。

現代の環境問題の特徴としては、第１に、微量の有害物質が長期間にわたって環境に放出され、その複合的な作用が不特定の生態系や不特定多数の人間に不可逆的な影響を及ぼす点、そして第２に、どのような形で影響が生じるのかは現時点では必ずしも確実的ではない点である[5]。こ

---

[3] 山本輝之「法益の保護、刑法の謙抑性の原則は維持できるのか？」法学教室223号（1999年）17頁参照。

[4] 通常の理解によれば、「環境汚染」とは、排出された物質またはエネルギーが環境の自浄能力または生物の負荷限度を越えて、生態環境の原来の安定な状態に悪影響を与えるのであり、「生態破壊」とは、自然環境を恣意的に利用し、よって環境要素の質と量を変更させて、生態のバランスの打破や資源の枯渇をもたらすことができるような行為を指す。詳しくは、吕忠梅＝窦海阳「以“生态恢复论”重构环境侵权救济体系」『中国社会科学』2020年第２期、121頁参照。

[5] 嘉門優「環境保護と刑法」甲斐克則編『現代社会と刑法を考える』（法律文化社、

のような環境問題への対応について、刑法がどのような役割を担うべきであるかということは世界的レベルの課題として、当然、日本、ドイツ及び中国の共通のテーマに属するのである[6]。

ここでいう「環境」とは、基本的には自然生態の環境に係る人間の生存基盤を指す[7]。まず、ドイツでは、1971年の「環境綱領」(Umweltprogramm) において「土壌、大気、水、植物・動物圏を人の介入というマイナス効果から保護すること」という包括的な記述を環境政策の主要目的と定め、当該保護が「人間の尊厳をもった生活」を目指すものであるとしている[8]。現在では、環境影響評価法（Gesetz über die Umweltverträglichkeitsprüfung ＝UVPG）第２条「概念規定」１項は「本法の意義上の保護財は、１. 人間、特に人間の健康、２. 動物、植物及び生物の多様性、３. 地域、土壌、水域、空気、大気及び景観、４. 文化遺産その他の物質的資産、並びに５. 上記の保護財の間の相互作用である」を明示している。当該規定は特に「保護財の相互作用」に着目しているので、一般的な見解によれば、「環境」という概念は「最終的に生態システムという総体システ

2012年）164頁参照。

[6] すなわち、例えば「最近、刑法学の国際的傾向として、環境刑法の重視ということをあげることができる。これは、地球規模で進行する環境破壊への危機感を背景として、刑法も環境保護の手段として役立てていこうとする意識に基づくものである。しかし、従来の刑法の枠組みが環境の保護に適した手段足りうるかについては争いがあり、行政法的規制との関係も含めて、今後議論の深化が要請される領域であろう」との叙述がこの点を指摘するのである。川口浩一「環境刑法―廃棄物処理法の罰則規定を中心として」阿部泰隆＝淡路剛久編『環境法（第４版）』（有斐閣、2011年）291頁以下。

[7] 長井圓『未来世代の環境刑法２』（信山社、2019年）３頁参照。1994年にリオ・デ・ジャネイロで開催された第15回国際刑法学会で合意された「環境に対する犯罪に関する決議」において、環境概念の定義については、「環境とは、地球のすべての構成物、すなわち生物及び非生物を意味し、空気、大気圏、水域、土地のすべての付着物（土壌と鉱物、動植物を含む）、及びこれらの構成物の間の相互的生態関係を指す」と規定されている。

[8] BT-Drs.7/2710, Umweltprogramm der Bundesregierung vom 29.9.1971. 山中敬一「ドイツ環境刑法の理論と構造」関西大学法学論集41巻３号（1991年）500頁も参照。

ムとしての生物圏と同等である」[9]と認められている。

他方、中国では、環境保護法２条において、「本法でいう環境とは、人類の生存と発展に影響を与える天然の、または人工の改造を受けた各種の自然要素の総体を指す。大気、水、海洋、土地、鉱産、森林、草原、湿地、野生動物、自然遺跡、人文遺跡、自然保護地域、名勝景観、城市と田舎など」と規定されている。通説の見解では、本条における「人類の生存と発展に影響を与える自然要素」という前提的条件は、行為客体を「自然環境保護」に係るものにまで限定して、社会的、経済的要素を排除したといわれるべきであるとされている[10]。

また、日本では、環境基本法14条は、「環境」の内容として、①大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素、②生態系の多様性や野生動物の種の保存などの生物多様性、③森林、農地、水辺地などの自然環境、及び④人間と自然との豊かな触れ合いがあると規定している。一般的な見解によれば、これは例示的な規定であり、「環境」概念の直接的な定義とはいえないが、そこには環境立法が対処すべき「自然環境」の重要な領域が示されているとされる[11]。

したがって、この３か国において「自然環境」は、現在の環境問題に対する法的対応の客体となっており、これは環境刑法においても同様である。環境刑法における環境は、「環境媒体」（水、土壌、空気等）と「その他の現象形態」（Erscheinungsform）（動物圏、植物圏、特定の保護地域）を含んでいる[12]。すなわち、外部環境に排出される汚染物質が人間の生命、身体を危殆化するという伝統的「公害犯罪」と異なり、現在の「環境犯罪」は地球生態系としての自然環境の維持に直接対処しているのである。問題は、このような環境犯罪の保護法益は自然環境そのものであるか（環境法益の適格性）、また、もし保護法益が各環境要素と

---

[9] *Bernd Bender/Reinhard Sparwasser/Rüdiger Engel*, Umweltrecht, 4.Aufl, 2000, S.4.

[10] 汪劲『环境法学（第四版）』、北京大学出版社2018年、２頁参照。

[11] 北村喜宣『環境法（第６版）』（弘文堂、2023年）７頁参照。

[12] *Frank Saliger*, in:Satzger/Schluckebier/Widmaier Strafgesetzbuch Kommentar, 4.Aufl, 2019, Vor§324Rn.11.

確定されたのであれば、刑法上それがどのように保護されるべきか（環境法益侵害の犯罪態様）である。

第二節　本稿の構成

本稿の構成は、ドイツ刑法、中国刑法、そして日本刑法という順番で検討を行い、この３か国の環境犯罪の構成要件を対象として、環境汚染あるいは生態破壊行為の罪における保護法益及び対応の犯罪態様の問題を解明したい。

第一章では、ドイツ刑法上の環境犯罪について検討を行う。1980年代から、ドイツでは環境犯罪の立法がなされている。それゆえ、地球生態系の保全に係るドイツの環境刑法の検討は比較的早く開始された。自然環境侵害の罪に関する保護法益については、各種の見解が存在しており、特に自然環境それ自体の要保護性について争いがある。その背後には、実質的な保護法益の内容に対する論争が存在する。ゆえに、ここではドイツ刑法上の法益論を考察した上で、自然環境に関する罪の保護法益のあり方を究明する。そしては、環境法益侵害の犯罪態様について合理的な方向性を探求する。

第二章では、中国刑法上の環境犯罪について検討を行う。従来の中国刑法は、地球生態系の保全を考慮に入れなかった。これに対し21世紀以来、環境犯罪についての立法及び相応の条文の改正が頻繁に行われており、環境刑法に関する学説上の討論も徐々に激しさを増している。本章では中国の現行環境刑法の条文を素材として、その保護法益及び犯罪態様のあり方について関連の学説を考察した後、自説を展開したい。その同時に、ドイツの環境刑法に関する検討から得られた知見が中国の環境刑法で適用可能かについても検討を行う。

第三章では、日本刑法における自然環境保全の罪について考察する。産業技術の発展に伴い、日本の公害刑法は、1960年代から発展してきた。その後、生態系保護の理念の発展及び環境基本法の制定に伴い、地球環境問題の刑事立法が行われてきた。しかし、現在は、自然環境に関する罪についての検討がそれほど多くない。本章では日本の環境刑法に対する具体的な考察を行い、ドイツ刑法と中国刑法の場合と同様にその保護法益及び犯罪態様のあり方を解明したい。

第四章では、本稿の中核的検討をまとめた上で、ドイツ刑法、中国刑法、日本刑法の考察から得られた結論を叙述する。その上で、日本法への示唆及び残された課題についても言及する。

第一章　ドイツ刑法における環境犯罪をめぐる検討

第一節　刑法典における環境犯罪の立法沿革

ドイツの環境刑法の条文は、1980年の「第18回刑法一部改正法―第１回環境犯罪対策法」[13]（1.UKG）が同年７月１日に発効したのに伴い、初めてドイツ刑法典に取り込まれた。「包括的な刑法制裁の可能性を通じて、重大な環境損害及び危殆化に対してこれまでよりも効果的に対抗し、その上で、同行為の社会的損害の性質を社会一般人の意識にまで強く至らせることにする」[14]というのが、その立法理由である。当時の刑法典第28章「環境に対する罪」には、324条「水資源の汚染」、325条「空気の汚染と騒音」、326条「環境を危殆化する廃棄物の処理」、327条「設備の許容されない操業」、328条「核燃料物質の許容されない取扱」、329条「要保護地域の危殆化」、330条「重大な環境の危殆化」、330a条「毒物の放出による重大な危殆化」が追加され、330b条「行為の中止」、330c条「没収」、330d条「概念規定」も置かれた[15]。

そして、1994年の「第31回刑法一部改正法―第２回環境犯罪対策法」[16]（2.UKG）によって、各罪の行為態様や法定刑が改正された一方、空気及び土壌に対して水と同様に保護するため、新設の罪として、324a条「土壌の汚染」を置き、旧325条は325条「空気の汚染」と325a条「騒音、振動及び非イオン放射線の惹起」に分けられた[17]。なお、同年の憲法改正

---

[13] 18.StÄG v.28.03.1980-BGBl.I S.373. 立法過程については、山中・前掲注８）499頁以下、507頁以下参照。

[14] BT-Drs.8/2382, S.1.

[15] Vgl.*Eduard Dreher/Herbert Tröndle*, Strafgesetzbuch und Nebengesetze, 45.Aufl, 1991, Vor§324-§330d. 町野朔編『環境刑法の総合的研究』（信山社、2003年）228-231頁［伊東研祐］参照。

[16] 31.StÄG v.27.06.1994-BGBl.I S.1440.

[17] Vgl.*Thomas Fischer*, Strafgesetzbuch mit Nebengesetzen, 67.Aufl, 2020, Vor

案[18]により、ドイツ基本法20a条「自然生存基盤の保護」が追加され、よって対応する憲法的な目標設定が基本法に規定された。

その後、1998年の第６次刑法改正法[19]を通じて、環境刑法にはわずかな変更が加えられた。つまり、「環境に対する罪」が刑法典第29章になったほか、326条のタイトルは「危険な廃棄物の許容されない取扱」になっており、330条、330a条には一定の変更が生じたにすぎない。なお、同年の国連包括的核実験禁止条約の施行法[20]は、核爆発の惹起及び関与行為に対する処罰を328条２項に置き、これらの規定を国外犯処罰である５条に11a号として追加した[21]。

1998年から、ヨーロッパ会議、ヨーロッパ連合の議会及びその委員会はヨーロッパ共同体の環境刑法の創設に努め、その結果として、「自然環境の刑法的保護に関するヨーロッパ議会と委員会の2008/99/ヨーロッパ共同体（EG）指導綱領」[22]が生まれた。当該綱領の目的は、共同体の環境保護法への重大な違反に対して、刑法上の処罰に関するEU範囲内の最低基準を創設するということである[23]。

同指導綱領を国内法にするために、ドイツは2011年の第45回刑法一部改正法[24]を通じて、条文の改正を行なった。すなわち、325条の処罰範囲は設備の使用のない排出行為へと拡張しており（３項）、同条の交通機関に係る軽微行為に対する適用の排除範囲は減縮された（７項）。326条１項の行為形式の拡張（国内の運送が処罰になった）及び２項の「廃棄物の運び出し」の適用の拡張（EGによる運び出しの指令がある廃棄物が対象であるが、「相当な量」という限定もある）があった。327条２項は、ほかのEU加盟国における設備の許容されない操業をも含むこと

---

§324Rn.1; 町野・前掲注15）232-234頁［伊東研祐］参照。

[18] Gesetz v.27.10.1994-BGBl.I S.3146.

[19] 6.StrRG v.26.01.1998-BGBl.I S.164.

[20] UVNVAG v.23.07.1998-BGBl.I S.1882.

[21] 町野編・前掲注15）235頁［伊東研祐］参照。

[22] ABl.EU L328 v.06.12.2008 S.28. 当該綱領は実際、遅くとも2010年12月26日まで各加盟国により国内法にされるべきだと要求している。

[23] *Vgl.Saliger*(Fn.12)SSW-StGB, Vor§324Rn.1.

[24] 45.StÄG v.06.12.2011-BGBl.I S.2557.

になった。328条１項は行為形式を拡張し（核燃料その他の放射性のある物質の「生産」）、環境に対する損害の適格性に係る文言をも追加したほか、同条３項には、放射性のある物質または危険性のある物質と混合物の定義はEGの指令に従うことになった。329条の保護は『Natura-2000-Gebiets』における自然生存空間に及ぶことになった。なお、330d条「概念規定」２項により、ほかのEU加盟国で行う自然環境への違法行為の結果がドイツで生じた場合、当該違法行為はドイツの行政法に対する違反がないにもかかわらず、ほかのEU加盟国の環境保護に係る行政法に反していれば、処罰され得ることになった[25]。

最近の改正は、2016年の廃棄物処理法の改正に係る法律[26]によって行われてきた。326条２項は、それにより第45回刑法一部改正法の前の文言に戻り、EGの指令に従属するという要求が削除されてきた。

以下では、現在のドイツ刑法典29章「環境に対する罪」における各条文を概括的に紹介する。

324条「水資源の汚染」は、権限なく水資源を汚染しまたはその他水質を悪化させる行為に対する処罰である。

324a条「土壌の汚染」は、行政法上の義務に違反して、他人の健康、動植物あるいは他の価値のある物、または水に損害を与えるに適する方式で一定の物質を土壌に放出する行為、または一定の物質を土壌に放出し、よって広い範囲で土壌を汚染しあるいはほかの不利変更をする行為に対する処罰である。

325条「空気の汚染」は、行政法上の義務に違反して、①設備の操業において、設備範囲外の他人の健康、動植物あるいは他の価値のある物に損害を与えるに適するような空気の変更をする行為（１項）、②設備の操業において、設備範囲外に有害な物質を大量に放出する行為（２項）、③２項で処罰されない場合の、空気に有害な物質を大量に放出する行為（３項）に対する処罰である。当該「有害な物質」は、他人の健康、動

[25] Vgl.*Hero Schall*, in:Systematischer Kommentar zum Strafgesetzbuch, 9.Aufl, 2016, Vor§324Rn.9ff.

[26] v.01.11.2016-BGBl.I S.2452.

植物あるいは他の価値のある物に損害を与える物質、または水、空気、土壌に汚染あるいはその他の悪化を持続的に与える物質である（６項）。

325a条「騒音、振動及び非イオン放射線の惹起」は、行政法上の義務に違反して、設備の操業において、設備範囲外の他人の健康を害することに適する騒音を惹起する行為、または行政法上の騒音、振動及び非イオン放射線に係る義務に違反して、設備の操業において、他人の健康、行為者に属しない動物あるいは他人の価値のある財物を危殆化する行為に対する処罰である。

326条「危険な廃棄物の許容されない取扱」は、基本犯としての本条１項については、許容された範囲以外で、または規定され、許容された手続に違反して、①人間または動物に伝染できるような公共危険性のある病気に係る毒物や病原菌を含む廃棄物（１号）、②発ガン性、生殖への危殆化または遺伝子の変更に係る廃棄物（２号）、③爆発性、事前発火性または厳重な放射性のある廃棄物（３号）、または、④種類、性質または数量に基づいて、水、空気、土壌を持続的に汚染しまたはその他悪化させることに適する廃棄物（４号ａ選択肢）あるいは動植物の生存を危殆化する廃棄物（４号ｂ選択肢）に、収集、運輸などの処理をする行為に対する処罰である。

327条「設備の許容されない操業」は、必要な許可なくまたは禁止に違反して、核技術施設の操業や重大改変などの行為、連邦インミッション保護法などの行政法所定の設備の操業を行う行為に対する処罰である。また、ほかのEU加盟国で危険な設備の操業を行い、設備以外の他人の身体、生命を損害することに適し、または動物、植物、水、空気または土壌に重大な損害を与えることに適する場合も処罰される。

328条「放射性物質またはほかの危険物質の許容されない取扱」は、１項は、必要な許可なくまたは禁止に違反して、①核燃料を取扱い、または②種類、性質または数量に基づき、そのイオン放射線が人を死亡させ、人の健康に重大な損害を与え、あるいは動物、植物、水、空気または土壌に重大な損害を与えることに適するほかの放射性のある物質を取扱う行為に対する処罰である。２項は、核燃料の運輸義務の不履行、前項の物質を権限なき者に引渡す行為、核爆発の惹起及びその関与に対する処罰である。３項は、行政法上の義務に違反して、EGの指令の意義

上の放射性物質または危険物質、混合物を設備の操業において取扱う行為、または危険物品を取扱う行為を行い、よって他人の健康、動物、植物、水、空気、土壌またはほかの価値ある物を危殆化する場合の処罰である。

329条「要保護地域の危殆化」は、1項は、連邦インミッション保護法によって公布された法令または当該法令による命令に違反して、要保護地域において設備の操業を行う行為に対する処罰である。2項は、水源または鉱泉の保護地域に対する保護に係る法律または禁止に違反して、水を危うくする物質の取扱に関する経営上の設備の操業などの行為に対する処罰である。3項は、自然保護地域、国家公園におけるその保護目的に反する各種の行為に対する処罰である。4項は、『Natura-2000-Gebiets』に係る行政法上の義務に違反して、EGの綱領の意義上の自然生存空間を損害する行為に対する処罰である。

330条「環境犯罪の加重事情」は、324条-329条の罪を故意に犯し情状が重い場合、または他人に死亡、重大な健康損害の危険を与え、多数の人の健康を危殆化し、あるいは他人を死亡させる場合に対する処罰である。

330a条「毒物の放出による重大な危殆化」は、有毒物を伝播、放出し、よって他人の死亡、他人の重大な健康損害、多数人の健康損害の危険を惹起し、または他人を死亡させる場合の処罰である。

ほかには、330b条「行為の中止」、330c条「没収」、330d条「概念規定」がある。

上記の条文の内容から見て、現在ドイツ刑法典29章「環境に対する罪」の下には、人身、財産の損害または危険を要求するような伝統的な公害犯罪に係る構成要件があり、また、水や土壌のような自然的環境基盤への侵害のみを要求する構成要件も存在する（一番典型的なのは324条「水資源の汚染」である）。後者の保護法益の内容は何かについては争いがある。下記の第二節で、この点に関する検討を行う。

第二節　環境犯罪の保護法益に関する各見解

保護法益の問題は、環境犯罪における行為客体がどのような目的に基づ

いて保護されているかに係っている。すなわち、構成要件に水域などの個別の環境媒体への侵害のみが規定されている場合、当該侵害行為に対する規制は環境自体の保護を目的としているか、それとも環境媒体背後の人身安全や行政管理秩序の維持を目的としているかについては検討せざるを得ない。当該問題に対して、ドイツ刑法では現在、主に４つの見解が存在している。すなわち、人間中心主義（Der rein anthropozentrische Ansatz）、生態主義（Der rein ökologische Ansatz）、行政主義（Der administrative Ansatz）及び折衷的生態・人間中心主義（Der vermittelnde ökologisch-anthropozentrische Ansatz）[27]がある。実際、これらの争論の背後には、保護法益と人間の関係の問題や、法益概念の異なった理解の間の対立がある。これについては後述で詳しく考察する。

それではまず、各見解の主張及びその批判から出発しなければならない。

第一項　人間中心主義

１．人間中心主義の内容

人間中心主義の重点は人間自身にある。すなわち、当該見解によれば、環境刑法の任務は人間に対する直接的な保護である。現行刑法の環境犯罪の条文が設置される前に、1971年の刑法対案の「人に対す犯罪」という各論編において、環境犯罪はすでに「人間への危殆化」という部分に置かれていた[28]。当該対案によって、刑法上の環境保護は、自然環境そのもののためではなく、「環境の危殆化から人間の生命と健康を保護することのみを目指す」[29]というべきである。

現行の条文に対する解釈について、学者の見解として、例えばHohmannによれば、刑法324条以下の環境犯罪の構成要件は人間及びそ

---

[27] *Saliger*（Fn.1）Umweltstrafrecht, S.13ff;*Paul Krell*, Umweltstrafrecht, 2017, S.4ff. なお、環境刑法における法益保護論への批判に対する紹介として、川口浩一「環境刑法総論の基本問題（１）」関西大学法学論集65巻４号（2015年）114頁以下参照。

[28] *Jürgen Baumann* u.a.（Hrsg.）, AE-StGB, BT, Straftaten gegen die Person, 2.Halbb., 1971, Vor§151ff.

[29] *Baumann* u.a.（Fn.28）Vor§151（S.49）.

の健康の保護を目的としているが、これらの条文は、刑法211条以下の殺人に関する罪や223条以下の傷害に関する罪とは違い、人間の生命、健康への直接的な攻撃から保護を果たすことではない。「人間の自然生存基盤という客体への攻撃には、最後に人間の生命と健康に対する間接的な作用が内在しているので、環境犯罪の条文はこのような環境そのものへの直接侵害から人間の健康法益を保護していることになる」[30]という。

また、環境犯罪を新設する必要性として、私たち現在の高度技術化社会において、人間の生命と健康は伝統的な謀殺と傷害を通じて危殆化されるだけではなく、新しく、単に間接的な効果のある傷害の可能性が創造されており、これは―感覚上知覚できるわけではない―個々の人ではなく、むしろ全体の人間の生命と健康を脅しているので、伝統的な人の法益とする生命、健康、身体の完全性に対する上記のような侵害から保護を務めることが環境刑法の任務であるということになるとHohmannは主張する[31]。

この観点から出発すると、例えば刑法324条１項の「水資源を汚染しまたはその他水質を悪化させる」というメルクマールの解釈の際に、人間の生命や身体の侵害可能性は考慮されるべきである。すなわち、ある行為態様が個人的法益に損害を与えることに適しない場合、構成要件的行為とされ得ず、同条の適用から排除されなければならない[32]。刑法324条の「水資源の悪化」は、水汚染によって人間の生命や健康への抽象的危殆化を生じさせた場合にのみ認められ得る[33]。

つまり、Hohmannの見解によれば、刑法324条は確かにその文言上、人間を行為客体として規定していないが、個人的法益に前倒しの保護をする罪とされた以上、人の生命、身体等に対する抽象的危険犯と解釈さ

---

[30] *Olaf Hohmann*, Das Rechtsgut der Umweltdelikte:Grenzen des strafrechtlichen Umweltschutzes, 1991, S.195.Hohmann の見解の紹介として、金尚均『危険社会と刑法』（成文堂、2001年）147頁以下参照。

[31] Vgl.*Hohmann*（Fn.30）S.195.

[32] Vgl.*Hohmann*（Fn.30）S.196.

[33] Vgl.*Olaf Hohmann*, Von den Konsequenzen einer personalen Rechtsgutsbestimmung im Umweltstrafrecht, GA1992, S.85.

れることになる。

また、Hassemerの見解も同様の立場にある。彼によれば、現代社会は行為の可能性を拡張し、新たな制度に伴って新たな侵害の可能性を創出している。社会の現代的傾向、社会関係の緊密化（Verdichtung）及び複雑な制度の創出は、法及び法的思考において個人的、人格的要素を制度により機能化するような契機ではない。その反対に、刑法はまさにこの時期において人格的要素を強調して保護すべきである。なぜなら、刑法の役割は最終的には普遍的な保障や社会的損害の減少ではなく、人への犯罪についての帰責と、それによる社会問題の個別化であるからである[34]。

それゆえ、法益は刑法上の保護に値する人間の利益であり、機能する複雑な社会制度は人格の保護の可能性の条件としてのみ保護され得ると、Hassemerは認める。この点から出発して、保護法益は単なる自然環境ではなく、健康と生命にとって必要な媒体としての環境のみである[35]。環境犯罪は実害犯（清潔な環境に関する場合）ではなく、むしろ危険犯に属する（健康と生命に関する場合）のである[36]。すなわち、Hassemer説によれば、健全な環境は人の生活条件の全体像として、個人の生活上重要な利益（ここでは個人の健康など）の実現に仕えるものであり、これは行為客体としての環境媒体への直接的な影響から保護されているのである[37]。

以上の検討から見てきたように、人間中心主義から見ると、環境刑法は人間の生命、身体、健康などの伝統的な個人的法益のために保護の前倒しを提供するものであり、水などの環境基盤の維持に対する配慮は刑法の任務ではないと認められる。

---

[34] Vgl.*Winfried Hassemer*, Grundlinien einer personalen Rechtslehre, in:*ders.*, Strafen im Rechtsstaat, 2000, S.165f.

[35] Vgl.*Hassemer*（Fn.34）Grundlinien, S.166f.

[36] *Winfried Hassemer/Ulfrid Neumann*, in:Nomos Kommentar Strafgesetzbuch, 4.Aufl, 2013, Vor§1, Rn.137.

[37] Vgl.*Sabine Swoboda*, Die Lehre vom Rechtsgut und ihre Alternativen, ZStW122（2010）, S.34.

2．人間中心主義への批判

人間中心主義の解釈について、その主要な問題点は、同見解が現行法の文言に合致しないところにある。例えば人間中心主義の反対説は、刑法典29章のタイトル「環境に対する罪」から見て、自然環境に対する侵害行為と危殆化の行為の場合、環境は危険の源ではなく、むしろ保護客体に属すると指摘する[38]。

また、そもそも環境犯罪の立法理由においても、人間中心主義の見解は賛成に値しないものだと認められ得るはずである。すなわち、例えば1980年の「第１回環境犯罪対策法」において、保護客体については、「刑法上の環境保護は、環境の危険から人間の生命及び健康を保護することにまで制限されるのではなく、これは人間の生存空間の要素としての水、空気、土壌のような基礎的な生存基盤に対する保護をも含んでおり、このような生態の保護財をも法益として認めるべきである」との説明がなされている[39]。

したがって、個人的法益のみに着目する人間中心主義は一面的であるといえよう。

第二項　生態主義

1．生態主義の見解

人間に最も価値があると理解する人間中心主義と異なり、生態主義によれば、自然環境基盤あるいはその現象形態としての動物、植物ひいては無機物は、人間と同等に取り扱われている。それによって、人間は最も価値のある主体ではなく、むしろ自然生態の一部にすぎないと考えられるのである[40]。

そうだとすると、自然環境の各構成要素は「もはや私たちの単なる行

---

[38] *Saliger*（Fn.1）Umweltstrafrecht, S.14.

[39] BT-Drs.8/2382, S.9f, Vgl.*Saliger*（Fn.1）Umweltstrafrecht, S.14.

[40] Vgl.*Klaus Bosselmann*, Von Umweltrecht zum ökologischen Recht, in:*Christopher Stone*, Umwelt vor Gericht:Die Eigenrechte der Natur, 1987, S.9ff.Hohmann によれば、このような見解の出現は哲学、科学の発展の結果ではなく、相応の生態危機が発生しているからである。Vgl.*Hohmann*（Fn.30）S.75.

為客体ではなく、むしろ主体の性格を認められるべきである」と理解されることになる[41]。ゆえに、環境財は人間の利益と関係せず、環境自身の維持のために保護されており、人間には相応の配慮義務が生じていることになる[42]。

極端な生態中心主義の見解として、例えばStoneにより、森林、海洋、河川その他のいわゆる「自然客体」の総体としての自然環境には固有の権利が与えられたのである[43]。彼は自分の見解を権利の発展途上に位置する「考えられないこと」の一例と評価している。すなわち、歴史の各段階における権利の緩やかな拡張は、最初の時点には「考えられないこと」として示されており、法人の権利主体性に対する承認の過程は一例である[44]。ゆえに、現在の時代においても、自然の客体に対する権利の承認は無意味なことではなく、まだ普遍的に肯定されていないが、環境が権利を持っていることは確かである。

また、Meyer-Abichは、動植物その他の客体の固有の権利の承認が平等原則の表現であると認めている。具体的にいえば、異なった対象がその同一性については同じように、その相違については別々に取り扱われるべきであるということは正義の基本的原則の要求であり、この点は人間と彼らの自然仲間との関係にとっても同様である[45]。

そうすると、解明されるべきは、人間と動植物の間に、どのような共通性があるかという問題である。Meyer-Abichによって、人間とほかの動物との同一性は第１に、両者が同様に感情能力と苦痛能力を持つことにあり、そして第２に、ある物体に価値あるいは無価値を与えることにある。一方、植物も同じく感情能力と利益を持っている。例えば、植物はほかの生物のように、健康または病気になることもあり、この点は、植物が不適切な場所で咲いていないようなことから見れば明らかであ

---

[41] Günter Hager, Naturverständnis und Umweltrecht, JZ1998, S.227.

[42] つまり、「世界に生存している人間は、世界に対してはその責任を感じている」というべきである。これに賛成する見解として、*Volker Krey/Manfred Heinrich/Uwe Hellmann*, Strafrecht BT1, 17.Aufl, 2021, S.390.

[43] Vgl.*Stone*（Fn.40）S.30.

[44] Vgl.*Stone*（Fn.40）S.25ff.

[45] *Klaus Michael Meyer-Abich*, Wege zum Frieden mit der Natur, 1984, S.173.

る。最後に、自然の固有の価値は人間による権利の創設によって表現されており、動植物その他の客観的な存在の権利は、受託されているという意義において、人間により行使されるべきである[46]。

以上の見解から見て、生態主義の見解は環境財を絶対化し、水などの環境基盤及び動植物の自己の利益を承認するものだといわれるべきである。構成要件の文言から出発すれば、同観点は、単に水質の悪化を要求する刑法324条や、要保護地域に対する各種な影響が十分となる刑法329条に対する解釈としては成立可能である。そうすると、結局、厳格な生態志向の見解によれば、刑法324条の保護法益は（人間との関連性を不要とする）自然的水の清潔のみであると認められる[47]。

2．生態主義への批判

純粋たる生態主義に対する批判としては、まず、憲法による解釈から出発したものがある。ドイツ基本法の価値秩序によって、人間の尊厳が一番高いレベルの価値であって、すべての法秩序がこの人間中心の価値秩序に基づいているので、自己目的としての環境保護はこのような価値秩序と相容れないといわれるべきである[48]。それに加えて、生態中心主義は基本法20a条の文言にも合致しない。すなわち、同条文には「国家は未来世代に対する責任からも、憲法に合致する秩序の範囲において、立法により、または法律、法に基づく執行権、司法により、自然の生活基盤及び動物を保護する」との文言が規定されている。当該国家組織の目標規定が未来世代に対する責任から「も」自然の生存基盤を保護する限り、当該規定の要求は明らかに現存の人間を念頭に置いている[49]。

このように、生態主義は、憲法価値の中核である人間との必要な関連を無視して、現行の基本法秩序に反するものと評価されるべきである。

また、生態主義によれば、人間は世界に対して責任を負う必要があるとされる。この点について、Bloyが指摘するように、当該視点は実際上、

---

[46] *Meyer-Abich*（Fn.45）S.177ff,184ff,190.

[47] Vgl.*Hohmann*（Fn.30）S.180.

[48] Vgl.*Hohmann*（Fn.30）S.94.

[49] Vgl.*Saliger*（Fn.1）Umweltstrafrecht, S.16.

高度な道徳上の自覚に対応するものであり、よって人間の生活利益と存続利益を環境刑法の保護領域から排除してしまったことになる[50]。つまり、人間の利益の存否とまったく関係しないので、この倫理的自然保護は「自然のまま」の生態環境を人間の影響範囲から外すということを目指すにすぎないのである[51]。

このような構想に対する批判として、Bloyは「もし環境刑法が道徳的・宗教的律法の履行を強制する役割を担うとすれば、それは『刑法の倫理化』という内在的矛盾を示す典型的な例となる」のであり、「このような倫理化は確かに一定の肯定的な側面をも持っているだろうが（基本的道徳基準の保証）、刑法の道徳上の過重な負担の危険性から逃れ得ないことになるのであろう」[52]としている。すなわち、この考え方は確かに生態環境を行為客体としているが、「人間は人間として私たちの世界のためにあるべき責任を取る」という点から見ると、その保護目的はあくまでも生態面の倫理に係る価値信念の維持に着目しているにすぎない。倫理道徳の保護という任務は、社会的損害に対処する最後の手段としての現代的刑法の要求には合致しないというべきである。

また、たとえ刑法倫理化の問題をさておいて、法益保護をなお堅持しようとしても、純粋たる生態主義の法益理解は法益概念に対する誤解の帰結と評価されざるを得ないというような批判も存在する。例えば、J.A.Müssigによれば、法規範は社会におけるコミュニケーションシステムの構造であり、社会システムの特殊な統一体に関連するものである。法システムが社会内部の関係を形成しているという法の基本像から出発して、法益概念もそれによって社会的志向の存在であり、「社会システム中の個別規範の社会的機能の法教義学的再現」と定義されるべきであるとされる[53]。

---

[50] Vgl.*René Bloy*, Umweltstrafrecht:Geschichte−Dogmatik−Zukunftsperspektiven, JuS1997, S.579.

[51] Vgl.*René Bloy*, Die Straftaten gegen die Umwelt im System des Rechtsgüterschutzes, ZStW100(1988), S.495.

[52] *Bloy*(Fn.51)JuS1997, S.579.

[53] Vgl.*Bernd J.A.Müssig*, Schutz abstrakter Rechtsgüter und abstrakter Rechtsgüterschutz, 1994, S.222.

それゆえ、生態も総体システムである社会の一部であり、環境財は環境に係る特殊な社会の機能とされている。そうすると、自然環境は「社会環境の一断面（Ausschnitte）として社会内部の構造に属しており、その実現と形態は社会認識構造、及びこれと結びついた総体の社会の自己記述（Selbstbeschreibung）の反映過程に依存している」[54]と認められる。これにより、環境犯罪は「社会の一定の生態の態様を保証するもの」[55]であり、社会の機能面から離れた生態保護は「法益保護」として考えられるべきではない。

最後に、生態主義の世界像も、そもそも人間による判断から離れてはならない。なぜなら、生態財の自己権利を承認する者は人間であり、自然の権利と人間の権利が衝突する場合、その解決のための利益衡量も人間の判断に基づいて行われるからである[56]。結局、環境の自己利益はどのように存在するかについての判断は人間の決定に従うので、環境利益は、本質的には人間の理解する利益と認められるべきであり、純粋たる生態主義の価値判断はもはや不可能である。

第三項　行政主義

１．行政主義の法益理解

行政主義によれば、環境は、権限のある行政当局によって保護に値するものだと決められたという状態において保護されるべきである。なぜなら、人間の生存のために、資源の消耗などの自然侵害は不可避なので

---

[54] *J.A.Müssig*（Fn.53）S.222.

[55] *J.A.Müssig*（Fn.59）S.229.

[56] Vgl.*Hohmann*（Fn.30）S.95f. なお、Arthur Kaufmann は、生態自然を独自の権利主体として法的に保護することは現実的には実施可能なのではないと評価する。すなわち、彼は確かに、目的財産（法人など）が人間と同様に権利能力を有しているし、自分の権利を自分で行使できないような精神病者などの権利が代理を通じて行使可能になると述べた上で、生態自然自身の権利能力を否定する必然性がないと主張する。しかし、彼はその一方で、当該生態（動物その他の自然の部分）の自己権利に対する承認が法技術上実行できないと指摘する。Vgl.*Arthur Kaufmann*, Gibt es Rechte der Natur?, in:*Manfred Seebode*（Hrsg.）Festschrift für Günter Spendel zum 70.Geburtstag, 1992, S.71ff.

あり、このような人間作用の必然性に基づき、行政機関による有限な資源の分配を必要とするからである[57]。

そうすると、環境刑法は自然のままの生態環境を保護するのではなく、むしろ行政法の管理下にある環境を保護対象としていることになる。刑法324条を例として、単なる水汚染あるいはその他の水質の悪化の惹起が可罰的行為ではなく、権限がある水資源の管理当局による経営計画に合致しない場合においてのみ、行為が可罰的なものとなる[58]。

行政主義の見解として、例えば、Papierによれば、「権限者としての行政機関により、行政法上予定された手続と形式において、及び行政法上の処分に係る実質的な範囲において、保護に値すると考えられた」水資源が刑法324条の法益とされる[59]。また、行政法によって形成された（in ihrer Ausgestaltung durch das Verwaltungsrecht）人間の自然な生存基盤としての環境が保護財であり、ここでは、当局のコントロール機能が独自の保護法益である中間法益として強調されるべきであるので、当局の予防的なコントロールも刑法上の保護財と認められる見解もある[60]。

環境刑法の行政従属性からして、行政主義の理解は不可能ではないように思われる。なぜなら、環境犯罪に関連する現行の条文において、構成要件に該当するために、「権限なく」や「行政法上の義務に違反して」などの行政法違反を必要条件としており、行政上の許可のある汚染行為は常に社会的相当性を備えているからである。行政主義の見解は、行政による公共の福祉の実現を目指しているといえるのであろう。

---

[57] *Saliger*（Fn.1）Umweltstrafrecht, S.16.

[58] *Roland Schmitz*, in:Münchener Kommentar Strafgesetzbuch, 3.Aufl, 2019, Vor§324Rn.24.

[59] *Hans-Jürgen Papier*, Zur Disharmonie zwischen verwaltungs- und strafrechtlichen Bewertungsmaßstäben im Gewässerstrafrecht, Natur und Recht 1986, S.2.Papier 説について、山中・前掲注８）536頁も参照。

[60] Vgl.*Michael Heghmanns*, Grundzüge einer Dogmatik der Straftatbestände zum Schutz von Verwaltungsrecht oder Verwaltungshandeln, 2000, S.172.

2．行政主義への批判

確かに、環境行政法がすでにある汚染行為を許可した場合、環境刑法はこれを犯罪化することができない。しかし、批判的見解によれば、行政主義の法益理解は依然として問題を生ずるのである[61]。例えば、刑法324条の検討において、ある水資源には利用の秩序またはほかの公法上の目的設定が欠けている場合に、それが保護に値しないものとなった、とのような理解は不適切である。なぜなら、保護法益の存否の問題は、水管理に係る行政当局が特定の水資源についての勤務をしているかどうかに関連するべきではないからである[62]。

ゆえに、環境刑法の行政従属性が存在しているという点は否定できないが、これは「形式的な行政行為」を保護財と認めることを意味しているわけではない。生態財の保護が委ねられた権限者である環境行政当局は、環境保護、一般的な行為の自由、並びに経済的利益の間における目的の衝突を法律の基準に基づいて解決するような役割を負っているにすぎないのであり、刑法の条文が環境行政法の機能を支えることは、行政に対する保護ではなく、できる限り最善の環境保護を実現するためである[63]。行政への違背行為は確かに324条以下の環境犯罪の処罰基礎（構成要件の行政従属性）であるが、不遵守そのものは法益という刑法上の保護内容に属しないので、行政の不遵守を処罰することは秩序違反法の任務である[64]。それゆえ、刑法上の検討において、行政管理の維持は環境保護の目的ではないといわれるべきである。

第四項　折衷的生態・人間中心主義

1．折衷説の法益理解

折衷的生態・人間中心主義は現在、ドイツ刑法上の通説である[65]。折

---

[61] Vgl.*Saliger*（Fn.1）Umweltstrafrecht, S.17ff.

[62] *Klaus Rogall*, Gegenwartsprobleme des Umweltstrafrechts, in:Festschrift der Rechtswissenschaftlichen Fakultät zur 600-Jahr-Feier der Universität zu Köln, 1988, S.511.

[63] Vgl.*Rogall*（Fn.62）S.513.

[64] Vgl.*Schmitz*（Fn.58）MK-StGB, Vor§324Rn.25.

[65] Vgl.*Rudolf Rengier*, Strafrecht BT2, 25.Aufl, 2024, S.506;*Saliger*（Fn.12）

衷説は、環境侵害のみを要求する構成要件において、人の生命、身体の法益の保護を否定した上で、環境財の独自性を承認することにより、環境自体を保護の対象とすると同時に、生態的環境の保護には、最終的には人間との関連性が認められるべきだとするものである[66]。つまり、自然環境は、現世代及び未来世代の人間の生存基盤の維持のために保護されている客体である[67] [68]。ただし、立法技術の観点から、自然環境は一つの総体として保護されるのではなく、むしろその個々の環境媒体（水、土壌、空気）及び動植物として、それぞれの構成要件によって保護されていることになる[69]。

なお、この見解はドイツ基本法20a条においてその憲法的基礎を見出している。前述のように、基本法20a条「自然的生存基盤の保護」は「国

SSW-StGB, Vor§324Rn.11;*Schmitz*(Fn.58)MK-StGB, Vor§324Rn.19;*Martin Heger*, in:Lackner/Kühl Strafgesetzbuch Kommentar, 28.Aufl, 2014, Vor §324Rn.7;*Günter Heine/Ulrike Schnittenhelm*, in:Schönke/Schröder Strafgesetzbuch Kommentar, 30.Aufl, 2019, Vor§§324ffRn.8.

[66] Vgl.*Saliger*(Fn.1)Umweltstrafrecht, S.19f.

[67] *Heine/Schnittenhelm*(Fn.65)Schönke/Schröder StGB, Vor§§324ffRn.8.

[68] Schall によれば、解釈論として、生態主義の法益理解と折衷的生態―人間中心主義の法益理解とは違いがない。人間に対する機能を強調するのは、ただす自明の事情を言い返すことにすぎないからである。つまり、人間生存との関連は、どのような環境財が刑法規範に保護されているか、及びある環境財についてどの程度の外延が刑法の保護に含まれているかについての問題の解明には役に立たないのである。Vgl.*Schall*(Fn.25)SK-StGB, Vor§324Rn.27. しかし、解釈に役に立たないといっても、人間需要の機能への明示は法益の適格性を証明するためのものであり、省略されるのは不適当である。純粋生態中心の法益論に至るおそれがあるからである。「生態基盤の独立保護が刑法の構成要件に現れるという事情は、厳格な生態法益の理解と人間に関係する生態法益の理解との間の相違を消し去ることを許してはならない」という見解も、環境財の社会的機能を明示する必要性を強調するものである。*Lorenz Schulz*, Strafrecht als Rechtsgüterschutz-Probleme der Mediatisierung am Beispiel >ökologischer< Güter, in:*Klaus Lüderssen*(Hrsg.), Aufgeklärte Kriminalpolitik oder Kampf gegen das Böse? Band1:Legitimationen, 1998, S.228. 要するに、法益の正当性・適格性の確認と、実際の適用に際しての構成要件解釈とは別の問題である。

[69] *Schmitz*(Fn.65)MK-StGB, Vor§324Rn.19.

家は未来世代に対する責任を果たすためにも……自然的生活基盤及び動物を保護する」[70]と規定している。それゆえ、当該文言は、人間の生存条件の維持という機能を持つ自然環境に対する保護を示している。すなわち、憲法上の視点から見ても、現存の個人的法益を越えて、現世代と未来世代の人間の生存条件のための危険防止という公共の福祉を環境財と認めるべきなのである[71]。

2．折衷説に反対する見解

折衷説への批判は、主に前述した人間中心主義の支持者によって唱えられている。すなわち、前述の人間中心主義で述べたように、この見解によれば、環境基盤や動植物それ自身の法益の適格性は否定されることになる。なぜなら、後述の人格的法益論（personale Rechtsgutslehre）から出発して、保護法益を人格発展の条件と認めた上で、環境をこのような発展の条件と考えてはいないからである。

具体的にいえば、人格的法益論の見解は人格から法益を構想し、超個人的法益を個人の人格的発展に資するための存在として理解している[72]。それによって、公衆の法益としての超個人的法益の保護は、実際には個人の人格的発展の条件に対する前段階の保護とされている[73]。そうだとすると、人の生命や健康の維持を可能にするような環境のみが人格発展の条件である[74]。それゆえ、超個人的法益は具体的個人財の維持に資する条件とされるべきであり、環境刑法の保護財は個人的法益に係る必要があると考えられる[75]。

したがって、人格的法益論の主張によれば、この折衷説は健康、生命などの個人的法益との関係に着眼しないので、この場合での自然環境は

---

[70] ドイツ基本法の条文の邦訳について、高田敏＝初宿正典編『ドイツ憲法集（第８版）』（信山社、2020年）を参照した。

[71] *Heine/Schittenhelm*（Fn.65）Schönke/Schröder StGB, Vor§§324ffRn.8.

[72] *Hohmann*（Fn.33）GA1992, S.79.

[73] *Hohmann*（Fn.30）S.142.

[74] *Hohmann*（Fn.30）S.194.

[75] Vgl.*Hassemer*（Fn.34）Grundlinien, S.167;auch *ders.*, Freiheitliches Strafrecht, 2001, S.239.

個人の人格的な発展の条件ではなく、人格的法益論の意義上の法益には属し得ないとされる。

第五項　論争の実質―法益の本質に関する争点

これまで検討したように、環境刑法の保護法益について、ドイツでは現在、主に４つの見解が存在している。その中でも、行政主義の主張する行政管理の保護は刑法の目的に合致せず、純粋な生態主義は人間尊厳の保障という憲法の最高価値に合致しないので、両主張は支持できない。

それゆえ、伝統的な人間のみを対象とする個人的法益に基づく「人間中心主義」と、現在及び未来世代の人間にとって必要な生存基盤という、個人の法益から独立するような環境法益の維持を目指す「折衷的生態・人間中心主義」との間の対立をめぐって、さらなる検討が行われるべきである。

すなわち、一方で、人間中心主義の主張するように、実質的な違法性の判断基準としての法益は個人の人格発展の条件と認められている。そして、超個人的法益もそれにより、個人の発展を目指す限り正当な財となり、個人的法益のために機能化されたものだとする解釈[76]が、現代社会における新たな問題（環境保護、経済秩序の維持など）の解決に適応できるかは問われる。

他方、折衷説の主張では、超個人的法益は確かにすべての個人の共同利益であるが、個人的法益との関連性を考慮する必要がないとされる。そうすると、人間中心主義の要求する個人利益への還元を考えずに、国民のための集合的制度（kollektive Institute）をも法益と認める見解[77]を受け入れることになる。ただ、この場合、超個人的法益は、国家は自己目的のためでなく、人間に資するべきであるという憲法上の価値秩序に反しないとはいえるのかも問われることになる。

これらの問題について、法益の特徴やそのあるべき内容を解明しない限り、回答することができないのであろう。それゆえ、ドイツにおける

---

[76] Vgl.*Hohmann*（Fn.33）GA1992, S.79.

[77] Vgl.*Roland Hefendehl*, Die Materialisierung von Rechtsgut und Deliktsstruktur, GA2002, S.24.

現在の法益理論、特に一元的法益論と二元的法益論の主張を検討しながら、環境刑法において合理的な保護法益を見出すべきである。

第三節　法益論に基づく検討

第一項　法益保護説の維持

ドイツの学界では現在、刑法の任務とその実質的な合法性の基礎は法益保護にあるとするのが、ほぼ一致した見解である[78]。例えば、学説においては、「刑法の任務は補充的法益保護として理解される」[79]、「刑法は法益を保護する任務がある。共同体における人間の共同生活のために不可欠であり、よって公的刑罰を手段とする国家の強制力により保護される必要があるような生活利益に関する積極的価値判断はすべての刑法規範の基礎である」[80]や、「各論の禁止規範と命令規範において、法益保護に資するという刑法の中心機能は明白である」[81]などの説明がなされている。

つまり、通説の見解によれば、一国の刑法が、法益を侵害または危殆化する行為しか処罰できないということは、法治国家の刑法に対する要求であるとされる[82]。

一方、判例にも、法益保護を明確に言及したものがある。すなわち、「刑法上の犯罪は、すべての人のために保障された法益に対する有責的な侵害である」[83]としているように、刑法による法益保護を肯定したドイツ連邦憲法裁判所の過去の判例が存在しており、また、「刑法規範は、課された目的に関しては、憲法を越える、より厳格な要求がないゆえに、憲法に従属するのである。特に、その要求は刑法上の法益論から導き出

---

[78] Vgl.*Ioanna Anastasopoulou*, Deliktstypen zum Schutz kollektiver Rechtsgüter, 2005, S.7.

[79] *Claus Roxin/Luis Greco*, Strafrecht AT1, 5.Aufl, 2020, §2Rn.1.

[80] *Hans-Heinrich Jescheck/Thomas Weigend*, Strafrehct AT, 5.Aufl, 1996, S.7.

[81] *Rudolf Rengier*, Strafrecht AT, 12.Aufl, 2020, §3Rn.2.

[82] Vgl.*Frank Saliger*, Positives und symbolisches Strafrecht.Von guter und schlechter Kriminalpolitik, ZIS2022, S.279.

[83] BVerfGE25, 269, 286.

されたものではない」というように、法益概念の適用を拒絶したような、連邦憲法裁判所の比較的新しい決定もある[84]。

具体的にいえば、法益論を反対する同決定については、まず、「法益概念について、確かに意見の一致は存在していない。規範的法益概念の意味において、立法者が現行法に基づいて法律上の保護に値すると考えるようなものを『法益』と理解する場合、同概念は、各刑法規範の立法理由（ratio legis）に還元されることになる。そうすると、当該概念は立法者への指導機能を果たすものではない」[85]ことから、「実定的法益概念」に反対している。

次に、「これとは異なり、『自然主義的な』法益論で特定の『社会生活上の対象』のみを正当な法益と認めようとし、あるいはまた別に、超実定的法益概念から出発しようとする場合、このような概念―憲法上の審査基準の要素と理解され適用される―は次のような矛盾に陥る。つまり、憲法上の秩序によれば、刑罰の目的と同じように、刑法の手段によって保護されるべき利益をも確定し、刑罰規範を社会の発展に適応させるのは、民主的に選出された立法者の責務である」[86]ことにより、「超実定的法益概念」をも否定することになる。最後に、刑法の保護対象について、当該判例は法益概念を拒絶したが、「人間の共同生活の重要な部分」[87]の保護については承認している。

しかし、同決定に対する反論として、例えば、本決定は、173条２項[88]が「家庭秩序の維持、従属的な伴侶の保護及び近親相姦による後世代の遺伝的重大病気の阻止」[89]を目的とするものだと認める点について、Roxinは「連邦憲法裁判所の主張のように、刑法規範に求められる目的は刑法上の法益論から導き出すことはできない。しかし、裁判所は

---

[84] BVerfGE120, 224, 241.

[85] BVerfGE120, 224, 241.

[86] BVerfGE120, 224, 242.

[87] BVerfGE120, 224, 244.

[88] ドイツ刑法173条２項「近親相姦」の規定によれば、血族である直系尊属と性交した者は、２年以下の自由刑または罰金に処し、親族関係が消滅した場合も同様である。性交した血族の兄弟姉妹も同様の刑に処せられる。

[89] Vgl.BVerfGE120, 224, 243.

その後、刑法条文に保護される法益―家族、性の自己決定権、後世代の健康―を見つけ出そうとすることは、奇妙な矛盾にある」[90]とし、本決定の結論は依然として法益保護に着目していると指摘する。また、Saligerによれば、もし刑法上の保護法益を「共同社会における人間の自由、平和な共同生活のための条件」と理解するとしたら、この実質的法益概念は、実際には上記の判例の要求する「人間の共同生活」に対する保護よりも具体的であると考えられる[91]。したがって、法益保護を否定する同決定は賛成され得ない。

上記のような、法益を直接に定義する判例のほか、刑法の任務を別の文言で言及した判例も多数存在している。例えば、「特定の行為が禁止規範を越えて特別な社会的害悪の性質を備えており、人間の秩序ある共同生活にとっては看過できないゆえに、それを阻止することが特に切迫している場合、刑法は最後の手段として適用される」との判示[92]、「刑法規範が他人または公共への保護に資する」との判示[93]、刑法の任務が「重要な共同体の利益」[94]に関連するとの判示などはその例である。

このような「共同生活」、「公共」、「共同体の利益」の維持について、学説上の見解によれば、これらの判例は実際に、共同体の基本価値の保護を刑法の目的としていると同時に、同基本価値を最も広義的な意義上の法益と認めているように理解されるべきである[95]。すなわち、ここでいう公共や社会の共同生活の保護は法益を無視したものではなく、むしろ法益は「共同体における個人の発展に資するもので、個人の法益は、これを制限する共同体関係や社会関係において存在している」[96]と考えられるので、「社会共同生活の重要な条件」は依然として法益に関連す

---

[90] *Claus Roxin*, Der gesetzgebungskritische Rechtsgutsbegriff auf dem Prüfstand, GA2013, S.438.

[91] Vgl.*Saliger*（Fn.82）ZIS2022, S.279.

[92] BVerfGE88, 203, 258.

[93] BVerfGE90, 145, 172.

[94] BVerfGE90, 145, 184.

[95] Vgl.*Bernd Kasper*, Die Erheblichkeitsschwelle im Bereich des Umweltstrafrechts, inbesondere bei§324StGB:Bagatellkriminalität im Umweltstrafrecht, 1997, S.8.

[96] Vgl.*Anastasopoulou*（Fn.78）S.38.

るものである。

それゆえ、共同体保護と法益保護との関係について、Hilgendorfのいうように、法的共同体の大多数の構成員により「価値のある」と認められた利益のみが法的に保護され得るものであり、当該法的保護にある価値は、共同体の基本価値として、保護法益と認定されるべきである[97]。

以上の判例、学説の検討から見て、刑法が法益保護の最後の手段であるという結論は、なお維持されるべきであろう。問題となるのは、法益という概念はどのような内容を含むか、法益の内容に対する判断をどのような基準の下で行うべきであるかである。関連の検討は、現代の法益理論の議論状況を基礎にして行われる必要があるように思われる。

[97] Vgl.*Eric Hilgendorf*, in:*Eric Hilgendorf/Hans Kudlich/Brian Valerius* (Hrsg.)Handbuch des Strafrechts, Band1-Grundlagen des Strafrechts, 2019, §1Rn.58, Fn.133.